

日東国際学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は外国人に対する日本語教育を行い、諸外国との文化交流を図り、もって日本と諸外国の親善関係の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は日東国際学院という。

(位置)

第3条 本学は東京都町田市相原町 432 番地1に置く。

分校舎: 東京都町田市相原町 705 番地 5 の 101, 103, 301 号室に置く(賃借)。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間、収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部別	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学2年コース	2年	90人	5クラス	4月期生 90人
	進学1.6年コース	1年6か月	38人	2クラス	10月期生 38人
	進学1.3年コース	1年3か月	20人	1クラス	1月期生 20人
	進学1年コース	1年	12人	1クラス	4月期生 12人
	小計		160人	9クラス	160人
第2部	進学2年コース	2年	77人	4クラス	4月期生 77人
	進学1.9年コース	1年9か月	37人	2クラス	7月期生 37人
	進学1.6年コース	1年6か月	46人	3クラス	10月期生 46人
	小計		160人	9クラス	160人
合計			320人	18クラス	

(始期、終期等)

第5条 本学の各コースの始期と終期は、次のとおりとする。

- (1) 4月生 4月1日に始まり、翌々年3月31日(1年コースは翌年3月31日)に終わる。
- (2) 7月生 7月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。
- (3) 10月生 10月1日に始まり、翌々年3月31日(1年コースは翌年9月30日)に終わる。
- (4) 1月生 1月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

第1学期 4月1日から6月30日まで

第2学期 7月1日から9月30日まで

第3学期 10月1日から12月31日まで

第4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏期休業(8月1日から8月25日まで)
- (5) 冬期休業(12月25日から1月7日まで)
- (6) 春期休業(3月25日から4月5日まで)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に休講することができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、第1部は午前9時から12時10分まで、第2部は午後1時から4時10分までとする。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価および教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程および授業時数は、次のとおりとする。ただしここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1)進学2年コース

教育課程	内容	週当たり授業時間数等
初級	基礎漢字の読み方と意味の学習。 極めて基礎的な文法、語彙、短い手紙やメモの読み書きの学習。 身近で日常的に使われる基礎的なコミュニケーション表現の練習。	20時間(9.5週)
初中級1	基礎漢字の書き方と基礎的な語彙、文法の学習。 短い簡単なテキストを読む練習。 日常生活でのコミュニケーションにおける基本的な句や表現、語彙の理解。	20時間(9.5週)
初中級2	日常生活に関連する語彙や漢字、文法の学習。 身近な話題についてのコミュニケーションでの主要点の理解。	20時間 9.5週)
中級1	身近な話題や関心がある分野に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。 専門知識を要しない簡潔なテキストを読む練習。 身近な話題や関心がある話題でのコミュニケーションの練習。 基礎的で短いプレゼンテーションや議論への参加方法の学習。 日本の文化の理解と地域行事への参加。	20時間(9.5週)
中級2	身近な話題や関心がある分野における抽象的な話題に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。 現代問題に関するテキストを読む練習。 プレゼンテーションや議論への参加方法の学習。 日本の文化の理解と地域行事への参加。	20時間(19週)
中上級	幅広い分野における漢字、語彙、文法、聴解の学習。 専門的知識を含むテキストを読む練習。 幅広い話題でのコミュニケーションとそれぞれの場面において適切な丁寧さで話す練習。 効果的なプレゼンテーションの方法の学習。	20時間(19週)
計		1,520時間(76週)

(2)進学 1.9 年コース

教育課程	内容	週当たり授業時間数等
初中級 1	基礎漢字の書き方と基礎的な語彙、文法の学習。 短い簡単なテキストを読む練習。 日常生活でのコミュニケーションにおける基本的な句や表現、語彙の理解。	20 時間(9.5 週)
初中級 2	日常生活に関連する語彙や漢字、文法の学習。 身近な話題についてのコミュニケーションでの主要点の理解。	20 時間 9.5 週)
中級 1	身近な話題や関心がある分野に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。 専門知識を要しない簡潔なテキストを読む練習。 身近な話題や関心がある話題でのコミュニケーションの練習。 基礎的で短いプレゼンテーションや議論への参加方法の学習。 日本の文化の理解と地域行事への参加。	20 時間(9.5 週)
中級 2	身近な話題や関心がある分野における抽象的な話題に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。 現代問題に関するテキストを読む練習。 プレゼンテーションや議論への参加方法の学習。 日本の文化の理解と地域行事への参加。	20 時間(19 週)
中上級	幅広い分野における漢字、語彙、文法、聴解の学習。 専門的知識を含むテキストを読む練習。 幅広い話題でのコミュニケーションとそれぞれの場面において適切な丁寧さで話す練習。 効果的なプレゼンテーションの方法の学習。	20 時間(19 週)
計		1,330 時間(66.5 週)

(3)進学 1.6 年コース

教育課程	内容	週当たり授業時間数等
初中級 2	日常生活に関連する語彙や漢字、文法の学習。 身近な話題についてのコミュニケーションでの主要点の理解。	20 時間 9.5 週)
中級 1	身近な話題や関心がある分野に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。 専門知識を要しない簡潔なテキストを読む練習。 身近な話題や関心がある話題でのコミュニケーションの練習。 基礎的で短いプレゼンテーションや議論への参加方法の学習。 日本の文化の理解と地域行事への参加。	20 時間(9.5 週)
中級 2	身近な話題や関心がある分野における抽象的な話題に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。 現代問題に関するテキストを読む練習。 プレゼンテーションや議論への参加方法の学習。 日本の文化の理解と地域行事への参加。	20 時間(19 週)

中上級	幅広い分野における漢字、語彙、文法、聴解の学習。 専門的知識を含むテキストを読む練習。 幅広い話題でのコミュニケーションとそれぞれの場面において適切な丁寧さで話す練習。 効果的なプレゼンテーションの方法の学習。	20 時間(19 週)
計		1,140 時間(57 週)

(4) 進学 1.3 年コース

教育課程	内容	週当たり授業時間数等
中級 1	身近な話題や関心がある分野に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。 専門知識を要しない簡潔なテキストを読む練習。 身近な話題や関心がある話題でのコミュニケーションの練習。 基礎的で短いプレゼンテーションや議論への参加方法の学習。 日本の文化の理解と地域行事への参加。	20 時間(9.5 週)
中級 2	身近な話題や関心がある分野における抽象的な話題に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。 現代問題に関するテキストを読む練習。 プレゼンテーションや議論への参加方法の学習。 日本の文化の理解と地域行事への参加。	20 時間(19 週)
中上級	幅広い分野における漢字、語彙、文法、聴解の学習。 専門的知識を含むテキストを読む練習。 幅広い話題でのコミュニケーションとそれぞれの場面において適切な丁寧さで話す練習。 効果的なプレゼンテーションの方法の学習。	20 時間(19 週)
計		950 時間(47.5 週)

(5) 進学 1 年コース

教育課程	内容	週当たり授業時間数等
中級 2	身近な話題や関心がある分野における抽象的な話題に関する漢字、語彙、文法、表現の学習。現代問題に関するテキストを読む練習。プレゼンテーションや議論への参加方法の学習。日本の文化の理解と地域行事への参加。	20 時間(19 週)
中上級	幅広い分野における漢字、語彙、文法、聴解の学習。専門的知識を含むテキストを読む練習。幅広い話題でのコミュニケーションとそれぞれの場面において適切な丁寧さで話す練習。効果的なプレゼンテーションの方法の学習。	20 時間(20 週)
計		780 時間(39 週)

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、自己評価、相互評価、パフォーマンス評価などを総合して決定し、6段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 16人以上(うち専任 6人以上)
- (4) 生活指導担当者 2人以上(うち専任 2人以上)
- (5) 事務職員 3人以上(うち専任 2人以上)

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学および賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 満18歳以上で、外国において12年間以上の学校教育またはそれに準ずる教育を終了した方。
- (2) 日本ででの留学期間中、十分な経費支弁能力があること。
- (3) 誠実かつ勤勉で、日本の法律と本校の学則を遵守できること。
- (4) 各コースへ入学する際の日本語力における選抜基準

- * 進学2年コースの入学資格は、JLPT N5(NAT-TESTは5級、J-TESTはF~G級、TOP-Jは初級A-5)に合格している、または出願時まで学校や語学教育機関等で150時間以上の日本語学習歴があること。かつ、本校が用意したJLPT N5模擬テストにおいて100点満点中60点以上取れること。
- * 進学1.9年コースの入学資格は、JLPT N5(NAT-TESTは5級、J-TESTはF~G級、TOP-Jは初級A-5)に80%以上の得点で合格、かつ本校が用意したJLPT N4模擬テストにおいて100点満点中40点以上取れること。
- * 進学1.6年コースの入学資格は、JLPT N4(NAT-TESTは4級、J-TESTはE級、TOP-Jは初級A-4)に合格していること。
- * 進学1.3年コースの入学資格は、JLPT N4(NAT-TESTは4級、J-TESTはE級、TOP-Jは初級A-4)に70%以上の得点で合格していること。かつ、本校が用意したJLPT N4模擬テストにおいて100点満点中70点以上取れること。
- * 進学1年コースの入学資格は、JLPT N4(NAT-TESTは4級、J-TESTはE級、TOP-Jは初級A-4)に90%以上の得点で合格していること。かつ、本校が用意したJLPT N3模擬テストにおいて100点満点中50点以上取れること。

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は1月、4月、7月、10月、とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学、復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。但し、休学の期間は、3ヶ月以内とする。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了、卒業の認定)

第16条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 17 条 校長は成績優秀かつほかの生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 18 条 生徒がこの学則その他本学の定める諸規定を守らず、その本文にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告及び除籍の 2 種とする。

3 前項の退学及び除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められない者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められない者。
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 19 条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

進学コース

	入学前(初年度1年分)納入費用				二回目納入費用			
	4 月期生	7 月期生	10 月期生	1 月期生	4 月期生 (12 か月)	7 月期生 (9 か月)	10 月期生 (6 か月)	1 月期生 (3 か月)
選考料	30,000	30,000	30,000	30,000	—	—	—	—
入学金	50,000	50,000	50,000	50,000	—	—	—	—
学費	680,000	680,000	680,000	680,000	680,000	510,000	340,000	170,000
施設費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	22,500	15,000	7,500
教材費	27,000	27,000	27,000	27,000	14,000	12,000	10,000	3,000
課外活動費	6,000	6,000	6,000	6,000	4,000	4,000	4,000	—
保険料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	7,900	5,800	3,300
健康管理費	6,000	6,000	6,000	6,000	4,000	4,000	4,000	—
その他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500
合計	840,000	840,000	840,000	840,000	743,000	561,400	379,800	184,300

※選考料はいかなる理由があっても返金致しません。

※納付金表中の「その他」は校外学習費、教材費、保険費、健診費用等です。

※入国管理局から在留資格認定証明書が交付され次第、申請者に結果を通知致します。

通知後、選考料を含む費用(初年度1年分)を納入してください。納入を確認後、在留資格認定証明書と入学許可書を送付致します。

※留学生は国民健康保険に加入する義務があります。保険料は、居住地の市区町村の窓口で手続きをし、各自で保険料の支払いをしてください。

※寮費等が別途となります。寮費は学費などの納入金と共にお振り込み願います。

(納入)

第 20 条 生徒が在籍中は、出席の有無に関わらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定に関わらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第 1 項の規定に関わらず、別に定めることにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第 21 条 生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を 2 ヶ月以上滞納しその後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 22 条 既に納入した学生納付金は、以下の事由で校長が認めた場合、返還する。

1. 入国前

- (1) 出願書類提出後のキャンセルの場合理由の如何に関わらず、入学検定料は返金しない。
- (2) 在留資格認定証明書(COE)が交付されたが、ビザの申請を行わず来日しない場合理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、在留資格認定証明書および入学許可証と引き換えの上、全額を返金する。
- (3) 日本在外公館によってビザ発給が拒否された場合入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、当校職員が日本在外公館において査証が発給されなかったことの確認ができた後、在留資格認定証明書および入学許可証と引き換えの上、全額を返金する。
- (4) 日本在外公館よりビザ発給後に入学をキャンセルした場合理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、査証が未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、全額を返金する。

2. 入国後

文書での届出を学校が受け付けた時点で、開始していない学期の授業料について、キャンセル料として50,000円を上限に、授業料の20%を除いた金額を返金する。その他の費用は返金しない。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第 23 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 24 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 25 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。